

平成27年 第5回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 5月25日

閉 会 5月25日

# 平成27年 第5回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	平成27年5月19日					
招集年月日	平成27年5月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 平成27年 5月25日 午後07時00分					
及び宣言	(閉会) 平成27年 5月25日 午後07時20分			議長 大口 勇		
委員応召 及び 出席者氏名  出席委員 8名 欠席委員 1名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	京谷 作右衛門	出席			
	2	伊倉 正幸	出席			
	3	山下 敏雄	出席			
	4	菊池 和雄	出席			
	5	尾田 孝人	出席			
	6	丸山 由美子	出席			
	7	久末 善輝	出席			
	8	鈴木 敏秋	欠席			
	9	大口 勇	出席			
議事録署名委員	三番 山下 敏雄		五番 尾田 孝人			
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 高見 博		主事 太田 辰徳			
	主査 久末 弘二					

議事日程

日程	件名
第1	議事録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 会務報告について
第4	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第6	議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について
第7	議案第3号 現況証明願いについて
第8	議案第4号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の決定について
第9	議案第5号 上ノ国町農地台帳点検等実施規程の制定について

# 議 事 の 顛 末

## 《 開 会 宣 言 》

議 長

ただいまから、平成27年第5回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は8名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会が  
成立いたします。

(午後7時00分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

### ◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。  
議事録署名委員は、議長から指名します。  
議事録署名委員には、3番 山下委員、5番 尾田委員の2名を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
会期は、本日1日と決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

### ◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。  
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。  
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長

日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議第といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長

日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字内郷〇〇〇番 外1筆、地目は現況が田、公簿が畑で、面積合計は11,918㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は江差町字椴川町の〇〇〇〇〇〇さんで、新規による賃借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について

議長

日程第6、議案第2号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。  
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第2号を朗読する。)

議長

本件の内容について、農業委員会等に関する法律第24条に規定の議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上まず、番号1を事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字小森〇〇〇番 外3筆、地目は現況が田、公簿が畑で、面積合計は、13,494㎡です。

貸付人は字早瀬の〇〇〇〇さん、借受人は字早瀬の〇〇〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありますので、番号1については原案どおり可決いたします。

議長

続きましては、番号2を事務局職員より説明させます。

本件については、5番尾田委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき尾田委員は議決が終わるまで退場願います。

※(尾田委員が退場する。)

議長

それでは説明を求めます。

事務局

番号2、場所は字豊田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、6,000㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで新規による貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

議 長

これより質疑を行います。  
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2については、原案どおり可決いたします。  
それでは、尾田委員の入場をお願いします。

※（尾田委員が入場・着席する）

議 長

続きましては、番号3から番号14を事務局職員より説明させます。

事務局

番号3、場所は字桂岡〇〇〇番 地目は現況・公簿とも田で、面積は、3, 297 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字豊田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は字中須田〇〇〇〇番 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、9, 485 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字豊田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、6, 500 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、11, 640 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字中須田の〇〇 〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号7、場所は字中須田〇〇〇〇番〇 外3筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、18, 180 m<sup>2</sup>です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇 〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。







番号1、場所は、字大留〇〇〇番〇、宇都宮市の〇〇 〇さんの土地で、35年以上前は、稲作を行っていたが、その後家を建設し、宅地として利用していた。現在はその家も取り壊し更地となっており、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号2、場所は、字内郷〇〇〇番〇、字中須田の〇〇〇〇さんの土地で、50年以前は、畑作を行っていたが、その後不耕作となり、現在は雑木や笹が繁茂し原野化している状態であるため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

議 長

これより質疑を行います。  
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第8 議案第4号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の決定について

議 長

日程第8、議案第4号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の決定についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第4号を朗読する。）

議 長

本件の詳しい内容については、お手元に配布した資料のとおりであります。

これより質疑を行います。  
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件を原案どおり可決いたします。

◎ 日程第9 議案第5号 上ノ国町農地台帳点検等実施規程の制定について

議 長

日程第9、議案第5号 上ノ国町農地台帳点検等実施規程の制定についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第5号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

第1条については、この規程の制定目的を規定しております。

第2条については、農地台帳の点検となる事項を規定しております。

第3条については、農地台帳の定期的な実施時期を規定しております。

第4条については、農地台帳の随時補正の実施を規定しております。

第5条については、農地台帳の点検の実施管理者を規定しております。

第6条については、農地台帳等の公表方法を規定しております。

第7条については、農地台帳等のインターネットで公表を規定しております。

第8条については、農地台帳等の窓口での公表等を規定しております。

第9条については、農地台帳の情報の閲覧・提供の請求を規定しております。

第10条については、農地台帳の情報の閲覧・提供の請求方法を規定しております。

第11条については、閲覧用農地台帳の作成を規定しております。

第12条については、農地台帳記録事項要約書の作成を規定しております。

第13条については、閲覧の方法を規定しております。

第14条については、閲覧等の手数料を規定しております。

第15条については、農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供を規定しております。

附則第1項については、施行期日を規定しております。

附則第2項については、従前の規程の廃止を規定しております。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、平成27年第5回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後7時20分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長

大口 勇

署名委員

山下 敏雄

署名委員

鹿田 孝人